

事務連絡  
令和7年2月18日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

在日外国人向け資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」  
(周知依頼)

健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）の利用促進につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から従来の健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

マイナ保険証は、医療の質の向上に繋がるものであり、マイナ保険証で医療機関・薬局を受診等することにより、患者本人の健康・医療情報に基づいた、より適切な医療を受けていただくことが可能となること、限度額適用認定証等を事前に申請しない場合においても、窓口で立替払いをすることなく、高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されるなどのメリットがあります。

また、在日外国人に関しても、一定の要件に該当する場合には、公的医療保険の加入対象者となり、取得したマイナンバーカードをマイナ保険証として使うことができます。

今般、在日外国人向けに、マイナ保険証の利用登録方法や医療機関・薬局の受診方法、メリット等を記載した資料を、別添のとおり英語版も含めて作成いたしました。

また、当該資料は厚生労働省ホームページ「在日外国人向け マイナ保険証のご案内」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_51604.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51604.html))に掲載しており、ダウンロードしてご活用いただけます。

つきましては、別添資料「マイナンバーカードの健康保険証利用について」（英語版・日本語版）について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

<別添資料>

- マイナンバーカードの健康保険証利用について（英語版）
- マイナンバーカードの健康保険証利用について（日本語版）

以上

## 関係団体一覧

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
健康保険組合 御中  
都道府県民生主管部（局） 御中  
    国民健康保険主管課（部） 御中  
    後期高齢者医療主管課（部） 御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房教養厚生課 御中